

柏フレイル予防プロジェクト2025認定要綱（案）

制定 令和4年 ○月 ○日

施行 令和4年 ○月 ○日

（趣旨）

第1条 柏フレイル予防プロジェクト2025推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市民の健康づくり・フレイル予防に積極的に取り組む団体・グループを認定することにより、フレイル予防の効果的な推進を図り、もっていつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちに資することを目的とする。当該認定に関し必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

（対象）

第2条 認定の対象となる団体・グループは、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 柏市内に活動拠点のある団体・グループであって、民間事業者でないこと。
- (2) その活動は住民主体で継続性があり、週1回以上の誰でも参加できるものであること。
- (3) かしわフレイル予防ポイント付与事業に登録していること。

（申請の方法）

第3条 この認定を受けようとする団体・グループは、次のいずれかにより、推進委員会に申請するものとする。

- (1) 柏フレイル予防プロジェクト2025認定申請書（様式1）
- (2) かしわフレイル予防ポイント付与事業登録申請書

（認定の方法）

第4条 推進委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条の要件を備えていることを確認し、認定証により通知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 認定された団体・グループが第2条の要件を満たさなくなったとき又は第1条の趣旨に反することとなったときは、推進委

員会は当該認定を取り消すものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。